

## 7. 障害者自立支援法に基づくサービス

### 3) 補装具費

身体障害者手帳の交付を受けた方は、必要に応じて障害を補う補装具の交付、修理を受けられます。

《補装具の種類》

視覚	義眼、眼鏡、盲人安全杖等
聴覚	補聴器
音声、言語	意思伝達装置等
肢体	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置

(注)他法(労働者災害補償保険法、介護保険法等)の規定による補装具交付(修理)が受けられる方は、他法による給付が優先されます。

《費用》

原則1割が自己負担となります。所得に応じて上限額が決められるなど、負担が重くなりすぎないようになっています。

区分	対象となる人	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得	町民税非課税世帯の人	0円
一般	町民税課税世帯の人	37,200円

※一般区分の方で、世帯の生計中心者の町民税の所得割額が46万円を越える場合は補装具費の支給対象外となります。

《手続き》

購入する前に申請が必要です。

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。

【担当】洞爺湖町栄町 63 番地 1

健康福祉センター「さわやか」内

健康福祉課 福祉支援係 電話 76-4006